

# 介護老人保健施設ごぎょうの里 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人宮田医院が開設する介護老人保健施設ごぎょうの里において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 事業は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 4 訪問リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

## (事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設ごぎょうの里 訪問リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成27年11月1日
- (3) 所在地 茨城県筑西市小林467-1
- (4) 電話番号 0296-25-5710 FAX番号 0296-25-5715
- (5) 管理者名 宮田信之
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（0850680018号）

## (従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| (1) 管理者                    | 1人(兼務)   |
| (2) 医師                     | 1人以上     |
| (3) 理学療法士・作業療法士<br>又は言語聴覚士 | 2人以上(兼務) |

#### (従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 医師は訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書(以下「訪問リハビリテーション計画書等」という。)の作成にあたり、利用者の診察を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画書等に基づき訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 日曜日と12月31日から1月3日を除く、月曜日から土曜日を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

#### (利用定員)

第8条 当事業所の現員で対応可能な範囲とする。

#### (事業の内容)

第9条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画及び訪問リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を記載する。

#### (利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、交通費を利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

#### (通常の実施地域)

第11条 通常の実施地域を以下のとおりとする。

筑西市、桜川市、栃木県真岡市の一部(旧二宮町)

### (サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービス利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- ・利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その順守に努めることとする。
- ・事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- ・災害、その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供実施を変更しない。
- ・利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係わる利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等は訪問リハビリテーション等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

### (職員の服務規律)

第14条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

### (職員の勤務条件)

第15条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定めるごぎょうの里の就業規則による。

### (職員の健康管理)

第16条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

### **(衛生管理)**

第17条 利用者に使用する医療用具の管理を適正に行う。

### **(守秘義務及び個人情報の保護)**

第18条 当事業所施設職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

### **(記録の保存期間)**

第19条 利用者の処遇の状況に関する記録については整備しその完結の日から「5年間」保管するものとする。

### **(虐待の防止等)**

第20条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

### **(業務継続計画の策定等)**

第21条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### **(その他運営に関する重要事項)**

第22条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

- 2 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人宮田医院 介護老人保健施設ごぎょうの里の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成27年11月1日より施行する。

平成30年 4月1日一部改正（従業者の職種、員数）

令和 3年 8月1日一部改正（記録の保存期間）（虐待の防止等）

令和 3年10月1日一部改正（管理者の変更）

令和 6年 4月1日一部改正（運営の方針）（従業者の職務内容）（事業の内容）（事故発生の防止及び発生時の対応）（業務継続計画の策定等）（その他運営に関する重要事項）